

岩手県告示第266号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和8年4月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
くじ整形外科・内科クリニック	久慈市二十八日町一丁目4番地	令和8年3月1日
大石歯科医院	奥州市前沢字三日町60番地2	令和8年4月1日
ウェルビー薬局姉体店	奥州市水沢上姉体六丁目7番地8	〃
木村内科ハートクリニック	滝沢市土沢310番地102	〃
フェザン薬局	紫波郡矢巾町大字高田第11地割51番地1	〃